

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

令和2年3月26日
規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表総務課の項を次のように改める。

総務課	総務係	(1) 議会に関すること。 (2) 特別職の報酬等及び議員の議員報酬等に関すること。 (3) 公告式に関すること。 (4) 公印及び文書に関すること。 (5) 規約、条例及び規則に関すること。 (6) 組織及び事務の改善に関すること。 (7) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。 (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合調整に関すること。 (9) 電子計算システムの管理運用及び総合調整に関すること。 (10) 予算、決算その他財務に関すること。 (11) 広報・広聴に関すること。 (12) 広域連合の会議及び研修会に関すること。 (13) 選挙に関すること。 (14) 他の課・係に属しないこと。
	企画係	(1) 広域計画の立案及び推進に関すること。 (2) 調査・研究に関すること。 (3) 保健事業に関すること。 (4) 市町村健康づくり事業担当課との連絡調整に関すること。 (5) 監査に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。